

グループホーム“ケアホーム宝塚”利用料金

1) 利用料金

(1) 認知症対応型共同生活介護費・介護予防認知症対応型共同生活介護費

	基本報酬 (1日) 単位	介護報酬額 (1日) 円	利用者負担額 (1日) 円	利用者負担額 (30日の場合) 円
要支援2	761	8,127	813	24,390
要介護1	765	8,170	817	24,510
要介護2	801	8,554	856	25,680
要介護3	824	8,800	880	26,400
要介護4	841	8,981	899	26,970
要介護5	859	9,174	918	27,540

- * 表の1単位の単価は、法令による地域区分によって定められており、宝塚市は、1単位を10.68円で計算します。
- * 表の料金は、介護保険負担割合1割の方の負担額です。2割、3割負担の方は上記金額にそれぞれの割合を乗じた金額が利用料金となります。
- * 表の施設利用料1日分と30日分の場合とでは、金額換算時の端数処理により、差異が生じます。

(2)各種加算

項目	単位数	内容
サービス提供体制強化加算(I)	22 単位/日	職員配置について、いずれかに該当すること ①介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上 ②介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
医療連携体制加算(I)	37 単位/日	看護師により日常的に健康管理を行っており、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる体制を整備していること
医療連携体制加算(II)	5 単位/日	喀痰吸引を実施している状態 (発生時のみ)
栄養管理体制加算	30 単位/月	管理栄養士が従業者に対し、栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行うこと
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	①利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出していること ②必要に応じて介護計画を見直す等、サービス提供にあたり①の情報やその他サービスを適切・有効に提供する為に必要な情報を活用していること
初期加算	30 単位/日	いずれかに該当すること ①入居日から30日以内 ②30日を超える入院後に再入居した日から30日以内
介護職員処遇改善加算(I) 2024.5.31 まで	所定単位数の 11.1%	介護職員の処遇改善に要する費用として、基本報酬と各種加算・減算額を合計した金額の11.1%に相当する額が加算 (2024.6.1～介護職員等処遇改善加算に一本化)

介護職員等特別処遇改善加算(Ⅰ) 2024.5.31 まで	所定単位数の3.1%	経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善に要する費用として、基本報酬と各種加算・減算額を合計した金額の3.1%に相当する額が加算(2024.6.1～介護職員等処遇改善加算に一本化)
介護職員等ベースアップ等支援加算 2024.5.31 まで	所定単位数の2.3%	コロナ感染症の克服と超高齢化社会における職員の定着率の向上を目的とし介護サービスの質を維持するための加算(2024.6.1～介護職員等処遇改善加算に一本化)
協力医療機関連携加算	(Ⅰ) 100 単位/月 (Ⅱ) 40 単位/月	以下の条件を満たす協力医療機関との間で入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に加算 ①入所者の病状が急変した場合などにおいて、医師又は看護師職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保している事。 ③入所者の病状が急変した場合などにおいて、入院を認められた入所者などの入院を原則として受け入れる体制を確保している事。 (Ⅰ)の①～③以外の協力医療機関との間で入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に加算
退所時情報提供加算	250 単位/回	医療機関へ退所する入所者について、入所者の同意を経て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回限り加算する。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 単位/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御などに係る実施指導を受けている事。
新興感染症等施設療養費	240 単位/日	新興感染症のパンデミック発生時において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。(発生時のみ)1月に1回連続する5日を限度とし算定する。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位/月	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会を開催し必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている事。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事。 ・1年以内毎に1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行う。

協力医療機関連携加算	100 単位/月(令和 6 年度) 50 単位/月(令和 7 年度～) 右記の 3 要件を満たす場合	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している事。 ・診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している事 ・入所者の病状の急変が生じた場合において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している事。
------------	--	---

* 入居者が病院又は診療所に入院を要した場合に、上記の所定単位数に代わり、1日 246 単位を1ヶ月に6日を限度とし算定します(入院後3ヵ月以内の退院が見込まれる場合)。

(3) 食材料料費

1 日	1,500 円	30 日の場合	45,000 円
-----	---------	---------	----------

(4) 介護保険給付外サービス、その他利用料

家賃	月額 100,000 円
敷金	200,000 円 (1ヶ月以内退居時 50,000 円返還)
水道光熱費	月額 15,750 円(消費税込)
維持管理費	月額 10,500 円(消費税込)
日常生活共有品費	実費(1,500 円/月)
クラブ活動材料費	実費(華道1,000円/回、書道100円、茶道200円)
寝具料	実費 55 円/日(消費税込み)
理美容代	*ご希望により委託業者による理髪サービスが受けられます。 1,800 円(カット)～

* その他認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、利用者に負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

* 各オムツ使用料は月締めで集計しご負担していただきます。又ご家族様が持参して頂くことも可能です。

* その他、日常生活に必要な物品の購入やリースにつきましては、ご利用者の全額負担になります。

* 急性期治療のための医療、歯科治療につきましては、保健医療機関による入院、通院、往診により対応し、医療保険適用により別途自己負担していただきます。

2) 支払い方法

(1) 郵便局 自動払込利用の場合

入所当日に、指定の自動払込申込み用紙をご提出ください。

毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日に指定の口座よりお引き落としいたします。領収書は翌月請求書郵送時に同封いたします。

(2) 銀行振込をご利用の場合

毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までにお支払いください。お支払いいただきますと翌月領収書を送付いたします。

振込先	
三井住友銀行 宝塚支店 普通 4096605	リョウホウジン ショウカイ 医療法人 尚和会

※利用者名にてお振込下さい。

(3) 窓口支払い

毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までに窓口にてお支払いください。

クレジットカードでのお支払いも可能です。利用可能なカードの種類については、お問い合わせください。